鷺宮高校 社会科FW・活動通信 Vol.25（2025. 1 月）

社会科同好会編⑯ 「第3回 弁護士トーク会 ～袴田事件～」

2025年1月11日（土）、土曜授業後の1時～3時、弁護士さん（太田伊佐子氏）とのトーク会を社会科室で開催し、教員3名、生徒8名が参加しました。第1回目のテーマは「ジェンダー」、第2回目は、数日前に判決が出たばかりの「旧優生保護法違憲判決」でしたが、今回は「袴田事件」について学びました。警察による証拠のねつ造や拷問をともなう取り調べが冤罪を生み、再審法の不備（欧米や台湾では改革が進んでいる）によって冤罪被害が数十年に及んだ非情さを実感することが出来ました。素朴な疑問から、今後も死刑制度は必要なのかどうかなど、さまざまな質問が出ましたが、丁寧に答えていただき、法制度への理解と関心が深まりました。

袴田事件とは？（トーク会資料より）

1966年6月30日未明、静岡県清水市（当時）の味噌製造販売会社専務宅で一家4名が殺害されて金品が強奪され、住居が放火された住居侵入、強盗殺人、放火事件。
同年8月18日、従業員の袴田巌さんが逮捕される。元プロボクサーであったことから「ボクサーくずれ」とレッテル張りをされた。また、袴田さんを除いて他の従業員はみな地元出身だった。
8月の猛暑の中、日曜日も休まず1日平均約 12 時間、長い日は 16 時間 50 分もの取り調べが行われた。この間、疲労と睡眠不足、水も与えずトイレにも行かせない。時には暴力をふるって精神的・肉体的拷問が繰り返された・・・それが取り調べであった（起訴後も含めると計45通も自白調書が作成された。これは、警察の要求に添った「自白」が繰り返されたからで、通常は1・2通である）。その間、弁護士は「37分間（3回の接見の合計）」しか袴田さんに会えていない。袴田さんは一旦は「自白」したものの、公判においては否認し、以後一貫して無実を主張。
第一審の静岡地方裁判所は、事件発生から約1年2ヶ月後に味噌タンク内で味噌漬けされた状態で「発見」された、「5点の衣類」が犯行着衣であり、かつそれらが袴田さんのものであるとして死刑判決。これらは警察がねつ造した証拠品であった。1980年12月12日に死刑判決が確定した。翌年から袴田さんは再審請求申立てを行ったが、裁判のやり直しを行う再審公判の開始は2023年10月27日である。事件発生から57年が経過していた。
再審の結果、無罪が確定している。

以下、参加者の質問の一部を紹介します。他にもたくさんの質問が出ました！

◆死刑判決が出たのになぜ刑が数十年間執行されなかったのか？
◆冤罪被害者や家族に補償はされるのか？（人生はお金では取り返しがつかないが）
◆警察によるウソの証拠（衣類など）はなぜバレないのか？
◆当時と現在では、取り調べは変化したのか？

以下、感想の一部を紹介します。

◆袴田事件の名前は知っていたが、どんな事件かは知らなかった。こういうきっかけがあると興味が持てる。再審法改正や代用監獄について調べてみたい。
◆弁護士や警察のドラマは好きで見ているが、袴田事件はドラマのようにきれい事ではなく、何十年も続いた。あらためて関心がわいた。
◆自分には関係がない（事件を起こさないから）と思っていたが、実際は勝手にでっち上げられたりすることもあると分かった。対処法が分かってよかった。
◆衣類5点の血痕がおかしい（ズボンに血がついていないのに下着に血がついているなど）し、その他も含めて、警察も検察も誠実ではない。国の機関なのに。
◆でっち上げを防ぐために、警察と検察がお互い監視できないのか。取り調べる警察官にも司法の知識が必要ではないか。
◆日本史の授業で新聞記事が回されてから、調べ始めた。自分は死刑も無期懲役も反対なのだが、どうしたらいいか。
◆社会科同好会の活動（東京地裁の民事裁判ジュニアツアー）で、自分は裁判員裁判も傍聴したが、裁判員に選ばれたら、死刑という重い判決を下す一員になることになる・・・。自分も死刑制度には反対。もっと調べていきたい。